

○飯塚市固定資産税返還金取扱要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第142号

改正 R2-66

(目的)

第1条 この告示は、固定資産税の課税誤りによる納付金のうち地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により還付することのできない過誤納付金相当額(以下「還付不能金」という。)及び還付不能金に係る利子相当額(以下「還付加算金」という。)について、固定資産税過誤納付返還金(以下「返還金」という。)を支払うことにより納税者の不利益を補填し、もって税負担の公平と税務行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(支出の根拠)

第2条 返還金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定に基づき支出するものとする。

(R2-66一改)

(返還の対象者)

第3条 返還金の支払いを受けることのできる者(以下「返還対象者」という。)は、固定資産税を納付した者で還付不能金を有するものとする。

2 返還対象者が死亡しているときは、当該対象者の相続人代表者とする。

3 返還対象者が共有の場合は、納税通知書を発送している代表者とする。

(R2-66一改)

(返還金の範囲)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能金

(2) 還付不能金に係る還付加算金

2 前項第1号の還付不能金は、名寄台帳兼課税簿及び納税義務者一覧表等の課税資料に基づいて保存年限の範囲内で算出するものとする。ただし、課税資料の保存年限を超える年度に係る還付不能金については、領収書その他の資料等により算出できる場合はこれによることができる。

3 第1項第2号の還付加算金は、還付不能金が納付された日の翌日から返還金の支出を決定した日までの日数に応じ、当該還付不能金の額に民法(明治29年法律第89号)第404条に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、納付日の不明な場合は、各納期の末日を納付日と推定する。

(R2-66一改)

(返還金の申出及び請求)

第5条 返還金の支払を受けようとする返還対象者は、市長に対して返還金の申出及び請求をしなければならない。

(R2-66一改)

(返還金の通知)

第6条 前条により請求を受けたときは、その内容を審査し返還金の額を請求者に通知するものとする。

(返還金の支払)

第7条 前条の規定により通知したときは、速やかに返還金を返還対象者に支払うものとする。

(支出科目)

第8条 返還金の支出科目は、次表のとおりとする。

款	項	目	節
2	総務費	2 徴税費	23 償還金利子及び割引料

(R2-66一改)

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(R2-66一改)

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(令和2年3月19日 告示第66号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。